

帯広市新総合体育館整備運営事業

第2回募集要項等に関する質問への回答

- ・帯広市新総合体育館整備運営事業募集要項等について、平成28年7月1日までに寄せられた、第2回募集要項等に関する質問への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び標記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成28年7月29日

帯 広 市

■募集要項に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	債務負担行為の金額	12	4	2					「債務負担行為の議決」の金額は、事業者提案による上限価格を下回らない金額になりますか。	お見込のとおりです。
2	個別対話	16	4	3	(7)				個別対話は数回開催されることを予定しておりますが、各回において議論すべきテーマは異なりますでしょうか。	対話を希望する場合、対話におけるテーマとして希望する事項があれば事前に提案してください。また、第2回目以降の個別対話に際しては、市からテーマを通知することも有り得ます。
3	上限価格	20	4	5					提案価格について、税抜のサービス購入料が、サービス購入料①を上回る場合でも、消費税等相当額を含めたサービス購入料総額が上限価格を下回る場合には失格とならないと解釈して良いでしょうか。	第一義的に提案価格が上限価格を超える場合は失格となります。
4	募集要項 基本協定書(案) 協力企業とSPCの 関係について	22	5	2	(2)				募集要項では優先交渉権者の構成企業がSPCを設立するとなっており、協力企業は含まれないと読み取れますが、基本協定書(案)P1の第1条では本件民間事業者がSPCを設立するとなっており、本件民間事業者には協力企業も含まれるように読み取れます。募集要項を正とし、協力企業はSPCには含まれないと理解してよろしいでしょうか。	SPCは、優先交渉権者の構成企業及び協力企業が設立するものであり、募集要項を修正します。協力企業とSPCの関係については、基本協定書(案)に関する質問No1に対する回答を参照して下さい。

■業務要求水準書に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	業務要求水準書 事前調査業務	39	3	3	(1)				地質調査の項目がありませんが、敷地内の地質調査は別途発注により行われる予定でしょうか。	地質調査は設計業務に含むものとして提案してください。
2	事前調査業務	39	3	3	(1)				ご提供いただいております敷地周辺の地質調査データを基に工事費概算を試算していますが、今後必ず必要とされる敷地内の地質調査を実施し、その結果が周辺データと差異がある場合、特に支持層が深い場合には杭工事費の増額等により全体工事費が増額になります。現状では提供データによる試算しかできないため、工事費の増加分についてはご対応いただけると理解して宜しいでしょうか。	提供資料から想定できない費用等が発生することがある場合、協議事項とします。
3	別紙8 多目的室								天井高さ4.0m以上となっていますが、どのような利用を想定しての必要高さなのでしょう。 4.0mの天井の下に梁等が露出してもよろしいでしょうか。	要求水準等に記載のとおり、多目的室は、武道(剣道なども含む)等に利用することを前提としつつ、卓球などの利用も想定しております。よって、天井高さの設定に際しては、これら競技や練習等に概ね差し支えない状態として求めています。以上から、梁等の露出により、これらが妨げになる場合は、原則認めません。
4	電灯設備	31	2	4	(3)	イ			P31.4 施設計画に関する要求水準 (3)設備計画 ①電気設備 イ.電灯設備に、 「高所に配置された器具は、ローリングタワーや仮設足場を使用しなくても容易に保守管理ができるようにすること」との記載がありますが、LED照明などの長寿命の器具を使用する場合でも対応は必要でしょうか。	長寿命のLED機器の場合でも器具の故障可能性や製品寿命が保証されたものではないことをふまえ、できるだけ容易に保守管理ができるよう求めています。これをふまえた提案として下さい。
5	電灯設備	31	2	4	(3)	イ			上記質疑に関連し、対応が必要との御判断の場合、可搬型の電動昇降足場などによる対応をもって、要求を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。上記回答のとおり、容易に保守管理できることをもって要求水準を満たしていることとします。

■業務要求水準書に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
6	アリーナ	25	2	4	(2)	ア	(イ)		P25 4 施設計画に関する要求水準 (2)建築計画 ②諸室計画 ア アリーナ (イ)メインアリーナ 中の「吊り物用ボタン、照明用ボタンを設置すること」と記載にあります、吊物用ボタン、照明用ボタンとは、別紙10-⑤ 音響・機構設備リスト 2.吊物機構 の整理番号1～13に記載されております、機器及び※1～※3の内容が、これに該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	別紙8 メインアリーナ・サブアリーナ								別紙8 必要諸室及び仕様 に記載の特にメインアリーナ、サブアリーナ部分の照度とは、床面での水平面照度と考えてよろしいでしょうか。(基準高さ及び、鉛直面ではなく水平面で良いかの確認です)	お見込のとおりです。
8	映像・音響設備	34	2	4	(3)	ト			P31.4 施設計画に関する要求水準 (3)設備計画 ①電気設備 ト映像・音響設備 中の「メインアリーナには、各競技ルールに基づく得点等が表示できる大型電光掲示装置を設置すること」とありますが、この「大型電光掲示装置」とは、別紙10-① 什器備品リスト 1.スポーツ器具等 の整理番号148～159に記載されております、「多目的大型得点盤(有線式)」の内容が、これに該当すると考えてよろしいでしょうか。	別個のものとして、それぞれ提案してください。
9	映像・音響設備	34	2	4	(3)	ト			P31.4 施設計画に関する要求水準 (3)設備計画 ①電気設備 ト映像・音響設備 中の「アリーナには、音響装置を備えること」とありますが、この「音響装置」とは、別紙10-④ 音響・機構設備リスト 1.音響関係 の整理番号1～42に記載されている機器が、これに該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

■事業者選定基準に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	構成企業の出資額について	6		3	(5)				資金計画・収支計画・経営安定性の評価の主な視点として、「構成企業の出資額について、経費の安定等に必要・十分な額となっているか」とありますが、必要な金額として具体的にどの程度を想定されていますか。	資金計画の中で判断すべきものであり、画一的な基準は設けていません。

■様式集に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	様式集 暴力団排除に係る誓約書の効力								様式2-7-1 暴力団排除に係る誓約書ですが、参加資格確認のためのものであり、有効期間は優先交渉権者の決定までの期間と理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。

■基本協定書(案)に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	特別目的会社の設立	1	3	1					「本件民間事業者は…特別目的会社を設立し…市に提出する」とありますが、協力企業は事業契約の主体となる特別目的会社に出資を行わないことから、本規定における「民間事業者」には協力企業は含まれないと解釈して良いでしょうか。	募集要項6ページに「応募者を構成する企業(以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。)は、…』としており、本件民間事業者は協力企業を含みます。 特別目的会社は、本事業の優先交渉権者(代表企業、構成企業及び協力企業)が設立するものであり、「民間事業者」の定義について、出資の有無に応じた規定毎の解釈の区別はありません。(本協定は、市と代表企業、構成企業及び協力企業と締結するものです。)
2	株式譲渡	2	4	1					株式譲渡又は担保権の設定にあたっては、「市の事前の承諾」が必要と規定されておりますが、株式譲渡又は担保権の設定により本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	株式譲渡又は担保権の設定を要する場合、事前に市に説明をする必要があります。承諾の判断是非は、説明内容によります。
3	市とSPCの事業契約	2	6	3					「本件民間事業者のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当するときは、…締結しないことができる」とありますが、当協力企業は事業契約の主体となる特別目的会社に出資を行わないことから、本規定における「民間事業者」には協力企業は含まれないと解釈して良いでしょうか。	含みます。「民間事業者」の意義については、質問No1の回答を参照して下さい。
4	契約不調の場合の損害賠償支払義務	3	6	6					「本件民間事業者のいずれかの責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、…請求することができる」とありますが、協力企業は事業契約の主体となる特別目的会社に出資を行わないことから、本規定における「民間事業者」には協力企業は含まれないと解釈して良いでしょうか。	含みます。「民間事業者」の意義については、質問No1の回答を参照して下さい。

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
5	市の帰責事由による契約不調	4	6	7					市の責めに帰すべき事由により契約不調となった場合には、民間事業者に対して損害を賠償することとなっていますが、市議会等への十分な事前説明がなされなかったことが原因で債務負担行為の設定ができない場合や市議会において契約が承認されない場合は、「市の責めに帰すべき事由」に該当するものと理解して良いでしょうか。	議会は、議会としての独自の判断で議決案件の議決を行うものであり、議会で否決されたことをもって直ちに市の帰責事由による契約不締結となるものではありません。
6	遅延損害金	5	10						遅延損害金の支払いについて、「構成企業又は協力企業は…市に支払わなければならない」となっていますが、遅延損害金の支払い義務を負う企業は第6条第6項及び第7条第1項に規定する違約金又は賠償金の原因となった事由を発生した企業に限られ、他の事業者は連帯責任を負わないとの理解で良いでしょうか。	構成企業又は協力企業は、いずれの場合も連帯して負担し、支払う旨記載しております。

■事業契約書(案)に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	発注者の確認等による事業者の責任解除	5	9						事業者の業務に関し、発注者より承認いただいた場合については、原則として当該事項に関して契約上の義務が履行されたと解釈するのが妥当であると考えますが、当該解釈で良いでしょうか。	市が承認したことをもって、事業者の業務不履行の責任が免除されるわけではありません。
2	モニタリングに係る発注者の確認	7	12	3					「発注者が…事業者の業務を確認し、若しくは承認または承諾を与えたことのみをもって、…責任を負担すると解してはならない」とありますが、事業者の業務に不備が生じている場面で発注者より承認または承諾をいただくような場面はあり得るのでしょうか。	本項は、発注者の確認、承認、承諾等をもって事業者の業務不履行の責任を免れさせるものではないという趣旨です。
3	許認可取得に係る発注者の協力	7	14	3					発注者は、「必要に応じ合理的な範囲で協力を行う」とありますが、本件許認可は事業の実施にあたり必要なものであるため、許認可取得に関し市の協力が必要な一切の事項は「必要に応じ合理的な範囲」で協力を行」っていただく対象になるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的には、市の協力内容は、事業者との協議によることになります。
4	業務要求水準書の変更による増加費用	8	16	2					第16条第1項に掲げる事実が発生し、業務要求水準書等の内容が変更になり、かつ当該変更に伴い増加費用が発生した場合には、当該増加費用を負担頂けるのでしょうか。	第16条第2項の通知が成された場合の増加費用の取扱は第17条第3項によることになります。
5	発注者の帰責事由による引渡遅延	10	19	10					発注者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日等を延期する必要があるとともに、事業者側に増加費用及び損害が発生する場合には、引渡予定日の延長と併せて増加費用及び損害を負担頂けるのでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由による事業日程の変更の場合は、事業者が生じる増加費用及び損害は市の負担となります。
6	設計に係る第三者の使用	11	20	1					設計企業以外の者に設計業務を請け負わせるためには、発注者の承諾が必要とのことですが、当該設計企業に設計業務を請け負わせることにより本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	提案にかかる設計担当企業以外の者に事業者が設計業務を委託することは、極めて例外的な場合を除き想定しておりません。

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
7	本件工事に係る第三者の使用	13	24	1					建設企業以外の者に建設業務を請け負わせるためには、発注者の承諾が必要とのことですが、当該建設企業に建設業務を請け負わせることにより本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	提案にかかる建設業務担当企業以外の者に事業者が本施設の整備工事を発注することは、極めて例外的な場合を除き想定しておりません。
8	工事監理に係る第三者の使用	13	25	1					工事監理企業以外の者に工事監理業務を請け負わせるためには、発注者の承諾が必要とのことですが、当該工事監理企業に工事監理業務を請け負わせることにより本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	提案にかかる工事監理業務担当企業以外の者に事業者が工事監理業務を発注することは、極めて例外的な場合を除き想定しておりません。
9	工事現場における安全管理の負担	13	26						事業者が社会通念上相当な程度の現場管理及び警備等を行っていたにも関わらず、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等が発生した場合には、「不可抗力」と見做すとの理解でよいでしょうか。	不可抗力として定義された事由(第2条第35号参照)の発生が認められる場合は、ご理解のとおりです。
10	第三者への損害賠償	17	34	1					本件工事の施工について、不可抗力によって第三者に損害を及ぼした場合、第11章の規定に基づいて処理されると理解して良いでしょうか。	本件工事の施工について不可抗力によって第三者に損害が生じ、当該損害について事業者または市が法的な責任を負う状況を想定することは困難です。
11	第三者賠償に関し、発注者から事業者への求償	17	34	3					事業者が負担すべき第三者に対する損害を、発注者が賠償した場合において、発注者が合理的な範囲を超える過大な賠償を行った場合には、事業者に求償可能な範囲は合理的な範囲に限られるとの理解で良いでしょうか。	市が第三者に損害賠償する場合において、地方自治体である市が合理的な範囲を超える過大な賠償を行うことはありません。
12	開業準備業務に係る第三者の使用	20	40	1					開業準備企業以外の者に開業準備業務を請け負わせるためには、発注者の承諾が必要とのことですが、当該開業準備企業に開業準備業務を請け負わせることにより本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	提案にかかる開業準備業務担当企業以外の者に事業者が開業準備業務を委託することは、極めて例外的な場合を除き想定しておりません。

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
13	維持管理・運営業務に伴う損害賠償	22	49	1					「事業者は、指定管理業務の執行について、発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない」とありますが、不可抗力によって第三者に損害を及ぼした場合には第11章の規定に基づいて処理され、発注者の帰責事由による場合には発注者の負担になるものと理解してよいでしょうか。	不可抗力の定義については第2条第35号を参照下さい(「不可抗力により」、「事業者が」発注者又は第三者に損害を与えることは想定されません。)。なお、不可抗力による増加費用・損害の扱いについては、第93条のとおりです。また、指定管理業務の執行について、発注者の帰責事由により、第三者への損害を与えることは原則想定されませんが、発注者の責めに帰すべき事由により生じた費用については、お見込みのとおりです。
14	第三者賠償に関し、発注者から事業者への求償	22	49	2					事業者が負担すべき第三者に対する損害を、発注者が賠償した場合において、発注者が合理的な範囲を超える過大な賠償を行った場合には、事業者に求償可能な範囲は合理的な範囲に限られると解釈して良いでしょうか。	市が第三者に損害賠償する場合において、地方自治体である市が合理的な範囲を超える過大な賠償を行うことはありません。
15	維持管理・運営業務に係る第三者の使用	23	55	1					維持管理・運営企業以外の者に維持管理・運営業務を請け負わせるためには、発注者の承諾が必要とのことですが、当該維持管理・運営企業に維持管理・運営業務を請け負わせることにより本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか。	提案にかかる維持管理業務担当企業及び運営業務担当企業以外の者に事業者が維持管理業務又は運営業務を委託することは、極めて例外的な場合を除き、想定しておりません。
16	避難所として利用される場合のサービス購入料等の扱い	26	63	3					本施設が避難所として利用される場合、第63条第3項に定められる事項に加え、自主提案施設、自主提案事業に係る逸失利益についても協議の対象となりますか。	事業者の独立採算事業にかかる逸失利益については事業者負担となります。
17	更新・改修の瑕疵等による増加費用又は損害の負担	27	65	4					市が実施する更新・改修の時期変更、あるいは更新・改修の瑕疵が原因で第三者に損害が生じた場合においても、発注者において負担頂けるとの理解で良いでしょうか。	市が実施する更新・改修の時期変更により第三者に損害が生じる状況を想定するのは困難です。市が実施する更新・改修の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、当該損害は市の負担となります。
18	債務不履行による契約解除	31	78	1	(5)				債務不履行に該当する事業者側の帰責事由として「構成企業が基本協定書の規定に反したとき」とありますが、協力企業が基本協定書の規定に反した場合には、債務不履行に該当する事由に当たらないとの理解で良いでしょうか。	本号は、構成企業がその保有する事業者の株式を市の事前承諾なく処分した場合などを念頭に置いた規定であり、協力企業についてはご理解の通りです。

■事業契約書(案)に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
19	「法令」の意義	37	90						本契約書で用いられる「法令」の意義について、第102条第1項第7号にて「法令又は情報公開条例等」との規定があるように、法令には条例が含まれないものと理解して良いでしょうか。この場合、市条例の変更は第10章に規定される「法令の変更」ではなく「市側の帰責事由」に該当し、同条例等の変更は第11章に規定される「不可抗力等」に該当するとの解釈で良いでしょうか。	法令には地方自治体の条例を含みます。そのため、質問の該当部分の「又は情報公開条例等」は削除することとします。
20	法令変更による費用・損害の扱い	38	91	1	(1)				発注者側で負担頂く税制度の改正として、「本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更によるもの」とありますが、法人事業税については法人の所得金額が課税標準となる法人税とは異なり、「事業者が収益活動を行うに際し、道路、港湾などの各種公共施設を利用するなど、さまざまな公共サービスを受けていますので、その経費の一部を負担していただく性格をもって」いるもの(北海道庁HP)であることから、「本事業に直接関係する法令に基づく税制度」に該当すると解釈して良いでしょうか	法人事業税は、事業を営む事業者全てに適用ある税であり、本事業に直接関係する法令にもとづく税制度には該当しません。

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
23	情報開示	41	99	1					帯広市情報公開条例第7条において、非開示情報として、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、」「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれていますが、事業者が提出した提案書・事業計画書等については、いずれも当該非開示情報に該当するとの理解で良いでしょうか。	事業者から提出いただいた提案書、事業計画書等の全ての情報が非開示情報となるわけではありません。実際に開示請求があつた際には、当該請求の対象となる提案書・事業計画書等の内容を確認した上で、情報公開条例第7条で定める非開示情報に該当する情報のみを除き、残りの情報については開示します。
24	株式の譲渡	43	105	1					株式譲渡又は担保権の設定にあたっては、「市の事前の承諾」が必要と規定されておりますが、株式譲渡又は担保権の設定により本事業の遂行に重大な影響が及ぶことが想定される場合を除き、ご承諾いただけるものと解釈してよいでしょうか	基本協定書(案)に関する質問No2に対する回答を参照して下さい。
25	保証人の保証に係る存続期間	56	様式2						「保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であつてもなお存続する」とありますが、保証人の行う保証は発注者と事業者の債権債務関係に係るものであり、事業者の解散により当該債権債務関係は消滅するとの理解で良いでしょうか	会社が解散したときは清算法人に移行し、財産や債権債務関係の清算を行う事になります。そのため、事業者の解散によつても保証の効力は存続することになります。
26	事業契約書(案) 損害賠償、違約金	37	89	1					事業者は違約金を発注者に支払わなければならないとありますが、この場合の事業者とはP1第2条(12)およびP31第78条(3)にありますように、事業者と協力企業は別の扱いであり、協力企業は支払者には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	協力会社が事業契約上の違約金支払い債務を負担する事はありません。
27	事業契約書(案) 債務不履行を問われる期間	31	78	1	(3)				協力企業はSPCには含まれないとの理解により、債務不履行を問われる期間は、設計・工事監理の業務期間の終了と同時に終了すると理解して宜しいでしょうか。	第78条第1項第3号に定める債務不履行事由の適用が設計/工事監理の業務期間の終了までに限られるということはありません。

■サービス購入料等の算出方法及び支払方法に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	法人税の負担	2		1	(1)				サービス購入料B-4には、「法人税、法人の利益に対してかかる税金等」が含まれると記載されていますが、法人住民税の均等割部分、事業者が外形標準課税適用法人になる場合における外形標準課税部分についてもサービス購入料B-4に含まれるとの理解で良いでしょうか。	お見込のとおりです。
2	サービス購入料C	12		2	(3)	イ	(イ)		「水道光熱費の単価は、供用開始後5年目に市が事業者へ通知し、使用量については、市と事業者で協議のうえ、設定」とありますが、設定基準について市のお考えをお聞かせください。	使用量については、供用開始後の使用実績を元に市と事業者で協議のうえ、設定することを想定しています。

■サービス購入料の改定に関する質問及び回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	サービス対価改訂に用いる指標	2	1	(1)	①	エ			サービス対価Aの改定にあたり用いる指標として4指標が提示されていますが、この中で優先劣後関係はございますか。また、各指標に関して、どの種類の指標を用いるのでしょうか。	優先劣後関係はありません。また、協議によりその合理性を確認のうえ、選択することとします。
2	サービス対価改訂に用いる指標	2	1	(1)	①	エ			「今後、国や帯広市において、物価変動等に伴う取扱いが変更になった場合は、それに準じるものとする。」とありますが、本事業における物価変動等の取扱いの変更にあたっては事業者側と協議いただけるとの理解で良いでしょうか。	お見込のとおりです。